目

次

〇公益通報者保護法 (平成十六年法律第百二十二号)・・

1

## $\bigcirc$ 公 益 通 報 者 保 護 法 亚 成 + 六 年 法 律 第 百二十二号)

目 次

第第 章 章 報第 を一 条 • 第二条)

罰雑事十公総 則則業条益則 通 L た 理 由 と す る 公 益 通 報 者  $\mathcal{O}$ 解 雇  $\mathcal{O}$ 無 効 及 び 不 利 益 な 取 扱 1  $\mathcal{O}$ 禁 止 等 第 条

第

附第第第 則五四三 章章章 者 (第第が 二十と 十五る 一条べ き 第措 二置 十等  $\overline{\phantom{a}}$ 第 + 条 第 十 几 条

条 • 第二十二条)

## 第 章 総 則

的

第 及もび一 びにに条目 、公 社 会国益 経民通の 済の報法 の生に律 健命関は 全 L な身事公 発体業益 者 通 展 に財及報 資産びを すそ行し ることなることなって、ことなるないで、ことなるないていていないていていないていていないていていないていていていていことなっていことなっていことなっていことなっていことなっていていことなっていことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないていていことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないていことなるないことなるないことなるないていていていていていていていていていていていていていていていことなるないことなるないことなるないことなるないことないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことなるないことな を利がを 目益と理的のる由 と保べと す護きす るに措る 関置公 わ等益 るを通 法定報 令め者 のるの 規こ解定を雇 のにの 遵よ無 守り効 、及 を 図公び り益不、通利 通利 も報益 つ者な ての取 国保扱 民護い 生をの 活図禁 のる止 安と等定と並

くび員うえ二( 。 。 る条定 律法以目 に人下的こ 当るい基の同その うづ取じの法。 企律 該 く締 他律 以下同心の不正において 当該下同 対 を をいう。行役、下「役、不」の目的 じ。 ) 、 き法人の経事及び清算事業者(法人事業者が、 そがにき事該 のあつ法及役 他らい人び務 か じ 通 にめ定め に が、不正 に が、不正 に が、不正 で事のの め象 行 従 が業にこれの日 た事 使 事 者(以下「実が生じ、 ĺ れ従団 している者(会計れら以外の者では従事する場合にな団体及び事業を気を得る目的、他具 じ 当 た る行 役又 務は 提ま い供さ計法お行人 う先に監令けうに 等生查 (る個損 以」じ人法そ人害 下とよを律のをを 同いう除及役い加

3 2

一号当るう若じ に該た 役者に前通号じ八派し働労お役めごく と表規をのの法法がイ当員又お二報に。十遣て者働い務に又は若 はい号の規ン八労いで者て提必は当し れ掲すむ命律にに該掲役次派てに日定又号働たあへ同供要そ該く 、定前すは 。者事つ労じ先での行は 一競るに機 準に争と対 が こそる報 。者働適事は二を他 (象力処 者正業労年い正当事定分 者当と業四当派な者働法う当該実めに な通をた当 利報通者た 益対報へら を象す次な 害事る条い す実こ第行 るにと二為 およが号を そりそ及い れ被のびう が害発第 あを生六以 る受若条下 者けし第同 を又く一じ。 除はは一 く受こ。けれ お 次るに 条およ て権 第そる 三れ被二限 号が害行を 及 あ の <sup>政</sup> 有 びる拡機す 第者大関る 六をを等行 条含防一政 第み止と機 三、すい関

つ十 <sup>)</sup> た九 者号  $\overline{\phantom{a}}$ を 自第 ら九 使条 用に し規 定 又す はる 当労 該 働 通者 報を のい 日う 前 一以 年 下 以同 内じ に 自 ら又 使は

ロイ た合 該一同第 用労 いる過以身びいい業るに掲労当め一る派第へ業た働 る法料下体個ててに事職げ働該る年労遣四労者者基 、人「「従業務る者事事以働労条働」 実の理の財の通公事者を事若業業内者働に者次当法通上認し (規由項産生報益すが行業しに者に派者お派号該 、報のめ当 定とにそ命対通る他わ者く従が受遣でい遣に労昭す地ら該 は事他けをあて事定働和る位れ通 派しのていっ「業め者二 `事いうた労のる又十との者対 で該の者条該遣運を者律 及派法営除で第 び遣」のくあ四第分と確。の十 第労と確 五働い保 条者う及 ° U 第又 二は一派 項派第遣 に遺二労 お労条働 い働第者 て者二の 同で号保 じあに護 っ規等 ) た定に の者す関 役にるす 務 係 派 る のる遺法 提労労律 供働働へ を者者昭 受派を和 け遣い六 一う十 。年 又同 は条以法 当第下律

遣 労又業た 働は者事第 あ通請 つ報負 たの契 者日約 前そ 当一の 該年他 他以の の内契 事に約 業従に 者事基 しづ てい いて た事 労 業 働を 者 行 若い L く又 はは 労 行 働っ 者て でい あた つ場

るの 、公当請 ` 次 益 該 負  $\mathcal{O}$ 契 約 に 基 づ 1 7 事 業 を 行 う 場 合 に お 11 7 該 役

、事

由別に令民このの員 さに定含生法律律当に該 。、及おお事げ員に遣 該にさおの又象報とのせ 処基れい他は事者き事る 分づてての身実」に業事 のくい同利体」とお者業 理処るじ益のとはけと者 由分事。の保は とに実一保護 に護 規に消の通他契 定関費各報の約 すわ者号を事そ るるののし業の 罪法利いた者他 の律益ず者 犯とのれを 罪し擁かい 行て護のう 為別 の表環実 事に境を 実掲のい 又げ保う はる全 こも のの公 法(正 律こな 及れ競 びら争 同のの 表法確 に律保 掲にそ げ基の るづ他 法くの

理 さ違 れ反 てす いる る 事と 実が が前 同号 表に に掲 掲げ げる る事 法実 律と のな 規る 定場 に合 基に づお くけ 他る の当 処 該 分処 に分

違の

こむ反 又 は 勧 告 等 12 従 わ な 11 事 実 で あ る 場 合 に お け る 当 該 他  $\mathcal{O}$ 処 分 又 は 勧 告 等  $\mathcal{O}$ 理 由 لح さ れ て 11 る 事 実 を 含

4

あのる 地つ規機内の 方て定関閣法 公法に、府律 共律基デ、に 団上づジ宮お 体独きタ内い の立内ル庁て 機に閣庁、「 関権の、内行 **风限所国閣政** 議を薦家府機 会行の行設関 を使下政置 除すに組法と ることに置かれることに、次 れ

成

次 を 昭十に 昭和二年に掲げ 認 | 二年げ  $\Diamond$ 5 <sup>| </sup> 岩 大 法 る 機 れ し一芸男 た くせんを 職 はまないら 員 第九う れ 百号 5 に十第 置号四 か。<u>・</u> 十 れ第九 る三条 機条第 関第一 又二項 は項若 こにし れ規く ら定は のす第 機る二 関機項 の関に 職、規 員 法 定 で律す

章 公 益 通 報 を L た لح を 理 由 と す る 公 益 通 報 者  $\mathcal{O}$ 解 雇  $\mathcal{O}$ 無 効 及 び 不 利 益 な 取 扱 11  $\mathcal{O}$ 禁 止

雇

第

じと三へ を条解 理 報が由労の 対行と働無 象つし者効 事たてで 実解前あ が雇条る 生は第公 じ、一益 無項通 又効第報 はと一者 ます号が さるに次 。 定の め各 る号 事に 業掲 者げ (る 当場 該合 労に 働お 者い をて 自そ られ 使ぞ 用れ す当 る該 も各 の号 にに 限定 るめ る 第公 九益 条 通 に報 おを いし てた 同こ

通 に 生 じ ょ う と L 7 11 る لح 思 料 す る 場 合 当 該 役 務 提 供 先 等 に 対 す る 公 益 通

ニハロイ政次へ報 機号電対通 防か報当当当公関ホ子象報 止に対該該該益等に的事対 す該象通通通通にお方実象 る当事報報報報対い式が事 生実 めるが象象象のる同磁じが に場生事事 耳氏公じ気、生 。的若じ 方し でそ又つ生内は報を式く若 提そはし 出のまく す他さは る場合に生 に 合 知 じ 生じ、 覚 当に 該よ ょ とし う 通 2 報ててて کے 対はい L 象 認 7 る 事 識 実にと思い ると 料信 ことがいる 0 ٧١ て る 処でかに 分きつ、足 又な り はい次る 勧方に相 告式掲当 等でげの を作る理 すら事由 るれ項が 権るをあ 限記記る を録載場 有をし合 す含た又 るむ書は 。面通 行

称 及 CK 住 所 又 は 居 所

をれ通 たす実対対対者すて、 必合じ実実実名益 、にがの又通 あのはいじ容名 る者まて とにさ法又 認対に令は めし生にま ら当じ基さ れ該よづに る通うく生 者報と措じ に対し置よ 対象てそう す事いのと る実る他し 公をと適て 益通信当い 通報ずなる 報する措と るに置思 こ足が料 とりとす がるらる そ相れ理 の当る由 発のべ 生理き 又由と はが思 こあ料 れりす に、る よか理 るつ由 被 害次 00 拡い

イ る 前 定  $\Diamond$ る 公 益 涌 報 を す れ ば 解 雇 そ  $\mathcal{O}$ 他 不 利 益 な 取 扱 11 を 受 け る لح 信 ず る に 足 ŋ る 相 当  $\mathcal{O}$ 理 由 が あ

口 お `の当 が場事 `合実 に 係 る 証 拠 が 隠 滅 さ れ 偽 造 さ n 又 は 変 造 さ n る

ノヽ 由通 さめとめ せる信る る公ず公 も益る益 の通に通 で報足報 あをりを るするす これ相れ とば当ば を 知役理該 り務由通 な提が報 が供あ対 ら先る象 正 当 当 な該 理公 由益 が通 な報 く者 てに 漏つ らい すて と知 信り ず得 るた に事 足項 りを る 相当 当 該 の公 理益

な

ホニ わ該 。生合供よ供場特にあに 先り先合定定る定 等第か かーら ら号前 調に二 查定号 をめに 行る定 う公め 旨益る の通公 通報益 知を通 がし報 なたを い日し 場かな 合らい 文二こ は十と 当日を 該を正 役経当 務過な 提し理 供て由 先もが 等 が当く 正該て 当通要 な報求 理対さ 由象れ が事た な実場 くに合 てつ 調い 査て を 行当

害い でて個な役書役が報第そ第場 )あ同人い務面務あ者一れ一合 がっじの場提に提るを号が号 発って 命 生 し通の若 報財し 又対産く 象には は 発事対身 生す す体 実るに を損対 る 急直害なる 迫接 ~ る の回危 L た原復害 危因す又 険とるは がすこ個 あると人 るもがへ とので事 信にき業 ず限なを る るい行 に 。損う 足第害場 りるような条件の 第二、著し、 相 当 - 号 く る  $\mathcal{O}$ 理 多も 口 由 数の が及 のを あび 個 除 第三 る 場 に 一合号お以 口け下 にるこ お多の い額へ てのに 同損お

条労 働

第

(条る四) 労 各 働号以 者に下第者 派定こ二派 遣めの条遣 法る条第契 第公及一約 二益び項の 十通次第解 六報条二除 条を第号の 第し二に無 一た項定効 項こにめ にとおる 規をい事 定理て業 す由同者 るとじへ 。当 労し 働て一該 者第の派 派二指遣 遣条揮労 契第命働 約一令者 を項のに い第下係 う二にる。早常学 号 労 労 )に働働 の定す者 解める派 除る派遣 は事遣の `業労役 無者働務 効が者の と行で提 すっあ供 るたるを 労 公 受 働益け 者通る 派報も 遣者の 契がに 約前限

利

第 退公五人 で前職益条不 通あ条金通 報るにの報第益 者公規不者三取 に益定支が条扱 係通す給第にい る報るそ三規の 労者もの条定禁 働がの他各す止 者第の不号る 派三ほ利にも 遣条か益定の を各、なめの す号第取るほ るに二扱公か 事定条い益 業め第を通第 者る一し報二 に公項てを条 派益第はし第 遣通二なた一 労報号らこ項 働をになと第 者し定いを一 。理号 のため 交こる 由に と事 と定 をを業 しめ 求理者 てる 、事 め由は ると 当業 こしそ 該者 とての 公は 指 益 の当揮 通そ 他該命 報の 不公令 者 使 利益の に用 益通下 対し し ` な報に 取者労 て又 、は 扱に働 い対す 降使 をしる 格用 ` L て派 、遣 減て は当労 給い な該働 、た

代

そ

7

3 しじ て 該 公そ一 益の項 通職第 報務加 者を号 に行に 対わ 定 しせ って、スプめるプ 事 報は 酬行業 のわ者 減せへ 額て同 そい号 のたイ 他公に 不益掲 利通げ 益報る な者事 取が業 扱次者 い条に へ各限 解号る 任に。 を定次 除め条 く。 る 公及 び を通 し報八 てを条 はし 第 なた四 らこ項 なとに いをお 理い 由て と同

員 、賠

第 一てと六へ 生を条役 通じ理 報た由役を 対損と員解 象害しで任 事のてあさ 実賠第るれ が償二公た 生を条益場 じ請第通合 求一報の 又す項者損 はる第は害 まこ四 さと号次償 にがにの請 生で定各求 きめ号 よるるに 事 掲 業げ 者る か場 ら合 解に 任お さい れて たそ 場れ 合ぞ にれ は当 該 当各 該号 事に 業 定 者め にる 対 公 し益 通 解報 任を にし よた つこ

じ う と L て 1 る لح 思 料 す る 場 合 当 該 役 務 提 供 先 等 に 対 す る 公 益 通

対次 該 当

す

る

場

合

当

該

通

報

対

象

事

実

に

0

11

て

処

分

又

は

勧

告

等

を

す

る

権

限

を

有

す

る

行

政

機

関

等

報

イに 生要 ` 措 査 る い `よイな 0 `査 な及 おび 当そ 該の 通是 報正 対の 象た 事め 実に が必

口 拡次がの し調大の発生通じな調すの 報役お第当前て査をい生命報 対務そ一の二い是防ずし若対又置是公ず 、し象はを正益れ 事供がに由にと措すか又く事まい措通か 実先あ定が定信置るにはは実さう置報に がかるめあめずをた該発身がに 生らとるるるるとめ当生体生生次善 じ前信公場公にるにすすにじじ号良 通りと要場急す又うに管 報るにで合迫るはとお理 し危ましい者 す当めるそた害さててと れのたとの危又にい同同 ば理に認者険は生るじー 解由もめにが個じと 任がから対あ人よ信ご注 、あかれしるへうずを意 報りわる通と事とるとを 、ら者報信業しにるも のかずに対ずをて足 、対象る行いりとて なす事にうるるに行 そ次おる実足場と相努う のの当公をり合信当め 他い該益诵るにずのた诵 不ず通通報相おる理に報 利れ報報す当けに由も対 るのる足がか象 こ理もりあか事 と由のるるわ実 ががを相場らの そあ除当合ず調 のるくの 発 場 理 生合一由 のが 財あ 産り に 対か すっ る 損個 害人

イの 二ず益合益足こ必るる対 又 又 は は ま さ れ に に 生 ょ U る ょ 被 う 害

(1) と を相努あ 酬 減つ 額 益か対 なに象 取該事 扱 当 実 いすが をる生 受場じ け合 る لح 信 ず る 12 足 り る

(2)相 係 る 証 拠 が 隠 滅 さ れ 偽 造 さ れ 又 は 変 浩 さ れ

口 (3)通 る 象提れ号理号る正止れ 又号る通 はにに報 ま定足を さめりす にるるれ 生公相ば じ益当当 よ通の該 う報理通 を由報 しが対 なあ象 いいる事 こ場実 る とと合に 信 を ず正 当 る にな 足理 り由 るが 相な 当く のて 理 要 由求 がさ あれ りた 、場 か合 0 個 人

がの 発生 生命 し若 ` L 又く はは 発身 生体 すに る対 急す 迫る し危 た害 危又 険は が個 あ人 るへ と事 信業 ずを る行 にう 足場 り合 るに 相お 当け のる 理も 曲の がを あ除 るく 場 合し  $\mathcal{O}$ 財 産 12 対 す る 損 害

## 害

第

こ七〜 と条損 を 理第賠 由二償 と条の し第制 て一限 、項) 当 各 該号 公に 益定 通め 報る を事 し業 た者 公は 益 通第 報三 者条 に各 対 号 し及 てび 前 賠 条 償各 を号 請に 求定 すめ るる こ公益 が通 で報 きに なよ いっ て 損 害 を 受 け た

## 釈

第 いげ八〜 る条解 者 に第規 対三定 し条) てか 解ら 雇前 そ条 のま 他で  $\bar{\pi}^{\mathcal{O}}$ 利 規 定 益 なは 取 扱通 √ 報 対 を 象 す 事 ることを 実 に 係 る 禁 通 止 報 す を る L 他 たこと  $\mathcal{O}$ 法 令を の理 規由 定と OL 適て 用第 を二 妨条 げ第 る一 も項 の各 で号 はに な掲

- 2 11 三 条  $\mathcal{O}$ 規 定 は 労 働 契 約 法 亚 成 + 九 年 法 律 第 百 + 八 号 第 + 六 条  $\mathcal{O}$ 規 定  $\mathcal{O}$ 適 用 を 妨 げ る ŧ  $\mathcal{O}$ で は な
- 4 3 の役 規員第第 定を六五 の解条条 適任の第 用さ規一 をれ定項 妨たはの げ者 、規 るが通定 も当報は の該対 で事象労 は業事働 な者実契 いにに約 。対係法 しる第 解通十 任報四 にを条 よし及 ったび てこ第 生と十 じを五 た理条 損由の 害と規 のし定 賠ての 償第適 を二用 請条を 求第妨 すーげ る項る 第も と四の が号で でには き定な るめい 旨る の事 他業 の者 法か 令ら

# 般

第

な者二号のの適和九へ 取は十。禁地用二条一 、五裁止方を十 い第年判に公受六第職 が三法所つ務け年三の さ条律職い員る法条国 れ各第員て、国律各家 る号二臨は以会第号公 こに百時、下職二に務 と定六措第こ員百定員 のめ十置三の、九め等 なる一法 <sub>条</sub> 条 自 十 る に い公号にかに衛九公対 よ益ごおらお隊号益す う通のい第い法)通るの報告である。 、報定で選のでで、では、一ののででで、一ののででである。 れしる用ま 一和用しい に家法裁理 の理よを ず、と五国般 し般合国 な職に会 い号会職 なければれる はおいて、 国家公務 国家公務 国家公務 はおいて、 大会職員法 ののの、 ののの、 ののの、 ののの、 ののの、 ののの、 のののの、 ののののので、 ののののので、 のののので、 のののので、 のののので、 のののので、 ののので、 のので、 のので な公、、務に条(公 ら務第自具対第昭務 な員二衛法す五和員 い等条隊へる項ニ 。に第法昭免に十裁 対一及和職規二判 し項び二そ定年所 て第地十のす法職 免一方二他る律員 職号公年不隊第臨 そに務法利員八時 の定員律益及十措 他め法第なび五置 不る。百取一号法 利事昭二扱般)( 益業和十い職の昭

人

第 と十二 の条他 な い第の よ三正 う条当 努各な め号利 な及益 けび等 れ第の ば六尊 な条重 ら各 な号 いに 。定  $\otimes$ る 公 益 通 報 を す る 者 は 他 人  $\mathcal{O}$ 正 当 な 利 益 又 は 公 共  $\mathcal{O}$ 利 益 を 害 す

第 三 章 事 業 者 が と る ベ き 措 置 筡

第 に対十へ 者す実 `前へ査者る `報必第 条通 務通 一報 とに い係 うる 通

2 な号の 内に規内う常いに生事従象一事 定命業事事条業  $\Diamond$ る身はるの事が 公体、者調業と 益 通財項次をはべ 報産に条し、き にそ定に、第措 応のめお及三置 じ他るいび条 `のもてそ第 適利の「の一 切益の公是号 にのほ益正及 対保か通にび 応 護 すに公対要六 る関益応な条 たわ通業措第 める報務置一 に法者従を号 必令の事とに 要の保者る定 な規護 業め 体定をと務る 制の図いへ公 の遵るう次益 整守と 備をと そ図もをおを のるに定い受 他た、めてけ のめ公な「 必、益け公並 要第通れ益び な三報ば通に 措条のな報当 置第内ら対該 を一容な応公 と号のい業益 ら及活 なび用 け第に れ六よ ば条り な第国 ら一民

3 ょ 閣お定閣に時 総いに総努使 理て基理め用 大単づ大なす 臣にき臣ける は「事はれ労 、ば働 指針者第一者 **」** がーとの `数 定いる及前が うべび項三 。き第中百 ○ 措二 「人 を置項と以 定にへら下 め関こなの るしれけ事 もてられ業 、のば者 とそ規一に すの定とつ る適をあい 切前るて か項のは つのは、 有規一第 効定と一項 実よよ中 施りう「 を読に定 図み努め る替めな たえなけ めてけれ に適れば 必用ばし 要すしと なるとあ 指場する 針合るの は 定  $\Diamond$ る

4 条の 、指業 をとと項  $\mathcal{O}$ へを 以含 下む  $\mathcal{O}$ 

5 針  $\Diamond$ ょ う لح す ると き は あ 5 か じ  $\otimes$ 消 費 者 委 員 숲  $\mathcal{O}$ 意 見 を 聴 か な け れ ば な 5 な

7 6 二閣 項総 の理 規大 定臣 はは 指指 針針 のを 変 定 更め にた つと いき ては 準 用遅 す滞 るな < ۲ れ を 公 表 す る ŧ  $\mathcal{O}$ と す る

涌

第 報十二 対二公 応条益 務公報 に益対 関通応 し報業 て対務 知応従 り業事 得務者 た従の 事事義 項者務 で又 あは つ公 て益 公 通 益報 通対 報応 者業 を務 特従 定事 さ者 せで るあ Ł 2 のた を者 漏は 5 し正 て当 はな な理 ら由 なが いな そ  $\mathcal{O}$ 公 通

行 政 機 関 が と る ベ き 措 置

第 が及十 ろび第応く通あび三 。報る第条 対と六 るにの適は象認条通 、事め第報 い益に前実る二対 て通対項にと号象 は報応につきに事 がす規いは定実 `めに 二二たす処法るつ 項条める分令公い の第に措又に益て 規三必置は基通処 定項要の勧づ報分 に第な適告くを又 か一体切等措さは か号制なを置れ勧 わにの実すそた告 ら掲整施るの場等 ずげ備を権他合を るそ図限適にす 刑犯のるを当はる 訴行のめす措必限 、る置要を 法の要第行をな有 (事な三政と調す 昭実措条機ら香る 和を置第関なを行 内を二へけ行政 十容と号第れい機 年すなび条な当は 律場れ六四な公公 第合ば条項い益益 通通 報報 に者 係か るら 通第 報三 対条 象第 事二 実 号

- 2 に 除 `` \_ 前第る定て 事罪他た有な 三とら及二ば 法るけ第第ら該 百にな第第 三おら二一 十けな号号 るいにに 定規 め定 るす 公る 益職 通員 報を
- 3 こ及 に公一じ よ訴項 。つ公切 訟為必 号 当 該 の犯 定罪 めの る捜 と査

第 報を十二 対有四教 象し条示 事な 実い前 に行条 つ政第 い機一 て関項 処にの 分対公 又し益 はて通 勧さ報 告れが 等た誤 をとっ すきて るは当 · `該 権 限当公 を該益 有行通 す政報 る機に 行関係 政はる 機 `通 関当報 を該対 教公象 示益事 し通実 な報に け者つ れにい ば対て なし処 分 ら な当又 い該は 公勧 益告 通等 報を にす 係る る権 通限

## 第 兀 章 雑 則

 $\mathcal{O}$ 

第 言用十〇 す五報 指る条告 導場 若合内徵 しを閣収 く含総並 はむ理び 勧。大に 告)臣助 をのは言 す規 る定第指 この十導 と施一及 が行条び でに第勧 き関一告 るし項 必及 要び が第 あ二 る項 と と 認 こ めれ るら との き規 は定 を 事同 業条 者第 に三 対項 しの て規 定 報に 告よ をり 求 読 めみ 、替 又え はて 助適

第 る勧十へ 告六公 を条表 た内 場閣 合総 に理 お大 い臣 ては 第 +  $\mathcal{O}$ 勧 告 第 を 受 項 け 及 た び 者 第 が 項 れ  $\mathcal{O}$ 規 従 定 わ に な 違 カュ 反 0 た て لح 11 き る は事 業 そ者 のに 旨対 をし 公 表 前 す条 るの 規 と定 がに で ょ きる

## 行

第 + \_ 七関 条係 内政 閣 機 総関 理へ 大の 臣照 は会  $\mathcal{O}$ 法 律  $\mathcal{O}$ 規 定 に 基 づ < 事 務 に 関 関 係 行 政 機 関 に 対 照 会 又 は 協 力

を

求

لح が で

第 るび十一 こ公八内 と益条閣 と通 な報内理 るの閣大 情内総臣 報容理に のの大よ 収活臣る 集用は情 `に `報 整よ公の 理る益収 及国通集 び民報 提の及整 供生び理 に命公及 努、益び め身通提 な体報供 け、者 れ財の ば産状 なそ況 らのに な他関 いのす 。利る 益情 の報 保そ 護の に他 関そ わの る普 法 及 令が の公 規益 定通 の報 遵 者 守の に保 資 護 す及

+ \_ 九権 条 限  $\mathcal{O}$ 内委 閣 任

第 総 理 大 臣 は ۲  $\mathcal{O}$ 法 律 に ょ る 権 限 政 令 で 定 8 る ŧ  $\mathcal{O}$ を 除 を 消 費 者 庁 長 官 に 委 任 す る

十適 条 用 除 第外 +~

第 五 条 及 U 第 + 六 条  $\mathcal{O}$ 規 定 は 玉 及 び 地 方 公 共 寸 体 に 適 用 L な い

第 五. 章 罰 則

条 第 十 二 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に 違 反 L 7 同 条 に 規 定 す る 事 項 を 漏 5 L た 者 は  $\equiv$ + 万 円 以 下  $\mathcal{O}$ 罰 処 す る

第 + 五. 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に ょ る 報 告 を せ ず 又 は 虚 偽  $\mathcal{O}$ 報 告 を L た 者 は + 万 円 以 下  $\mathcal{O}$ 過 料 に 処 す

別

第

百

七

+

五.

号

百

三

七

八七六五四三二一表 `か法関十法十年四 `人平法法昭法第号

 $\mathcal{O}$ 確前個廃大日金食刑第 保各人棄気本融品法二 そ号情物汚農商衛へ条 のに報の染林品生明関 他掲の処防規取法治係 のげ保理止格引へ四 国る護及法等法昭十 民もにびっに
の和年 のの関清昭関昭二法 生のす掃和す和十律 命ほるに四る二二第 身、律す三律三法十 体個へる年へ年律五 財の成律律和律二 產生十一第二第百 そ命五昭九十二三 の又年和十五十十 他は法四七年五三 の身律十号法号号 利体第五一律 益の五年 の保十法 保護七律 護 、 号 第 に消し 関費 わ者 るの 法利 律益 との し擁 て護 政、 令 環 で境 定の め保 る全 ŧ の公 正 な 競